

有料職業紹介手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	1, 0 0 0 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	<u>成功報酬</u> (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>5 0 %（または 1, 0 0 0, 0 0 0 円）</u> 上記のうちどちらか高い方とする。 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>5 0 %（または 1, 0 0 0, 0 0 0 円）</u> 上記のうちどちらか高い方とする。 手数料負担者は <u>求人者</u> とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス	<u>成功報酬</u> 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>5 0 %（または 1, 0 0 0, 0 0 0 円）</u> 上記のうちどちらか高い方とする。 手数料負担者は <u>求人者</u> とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	<u>着手金</u> <u>3 0 0, 0 0 0 円</u> <u>活動 1 日あたり</u> <u>5 0, 0 0 0 円</u> （または、活動 1 時間あたり <u>6, 0 0 0 円</u>） <u>成功報酬</u> (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>5 0 %（または 1, 0 0 0, 0 0 0 円）</u> 上記のうちどちらか高い方とする。

	(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>50%（または1,000,000円）</u> 上記のうちどちらか高い方とする。 手数料負担者は <u>求人者</u> とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	<u>着手金</u> <u>100,000円</u> <u>相談・助言終了時</u> <u>300,000円</u> <u>成功報酬</u> 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の <u>30%（または600,000円）</u> 上記のうちどちらか高い方とする。 手数料負担者は <u>関係雇用主</u> とします。

※上記手数料には消費税は含まれておりません。別途加算となります。

返戻金制度について

当事業所の紹介によって就職した者が本人の責に帰すべき事由により入社後6ヶ月以内に退職する等して雇用が終了した場合は、受領した手数料のうち次の割合を返戻する制度です。

- (1) 入社後1ヶ月以内に退職した場合 50%
- (2) 入社後1ヶ月超3ヶ月以内に退職した場合 25%
- (3) 入社後3ヶ月超6ヶ月以内に退職した場合 10%

ただし、返戻金制度は求人者と当社の間により別の定めをする場合がございます。

許可番号

事業所の名称及び所在地

後藤事務所

鳥取県米子市茶町 61 番地 1F